

第八章 部分意匠

1. 部分意匠の定義	2
2. 明細書及び図面	3
2.1 明細書.....	3
2.1.1 意匠の名称	3
2.1.2 物品の用途	4
2.1.3 意匠の説明	4
2.2 図面	5
2.2.1 図面に備えるべき図	5
2.2.2 図面の開示方法	8
2.3 専利出願に係る意匠の解釈	10
3. 専利要件.....	12
3.1 産業上の利用性	12
3.2 新規性.....	12
3.2.1 物品の同一又は類似の判断	13
3.2.2 外観の同一又は類似の判断	13
3.2.3 事例	14
3.3 創作性.....	16
3.3.1 創作性の判断基準.....	16
3.3.2 事例.....	17
3.4 先願主義.....	18
3.4.1 先願主義の判断基準	18
3.4.2 事例	20
4. 一意匠一出願.....	21

第八章 部分意匠

意匠は、「物品」の全部又は部分の形状、模様、色彩又はその組み合わせ（本章では、以下「外観」という）を保護し、視覚を通じて訴求される創作である。物品の部分の外観（本章では、以下「部分意匠」という）をもって意匠を出願することとは、市場競争者が製品の局所のデザイン特徴を剽窃し当該意匠の保護を容易に逃れることを回避するために、出願人が物品の部分の意匠創作について出願を提出することができることを指す。即ち、専利出願に係る意匠標的は、物品の全部の外観（本章では、以下「全体意匠」という）のみに限らず、出願人は、物品の局所のデザイン特徴について部分意匠を出願することを選択することができる、それによってより完全的な意匠保護範囲を取得することができる。

部分意匠の専利出願案件を審査する場合、本編のその他の章節における一般的规定に基づくもの以外に、別途判断及び処理を行う必要がある事項について、本章において説明する。

1. 部分意匠の定義

部分意匠とは、物品の部分の外観について出願される意匠を指し、その保護標的の態様は、大まかに「物品の部分パーツ」（例えば図 8-1 に示す「指示ライトの基台」）及び「物品の部分的特徴」（例えば図 8-2 に示す「運動靴の部分」の表面模様、又は図 8-3 に示す「リモコンの部分」の形状輪郭）に分けられる。専利出願に係る部分意匠が、物品中の複数のパーツ又は複数の特徴に応用されるもの（例えば図 8-4 に示す「デスクランプの部分」及び図 8-5 に示す「包装袋の部分」）である場合も、部分意匠を出願することができる。

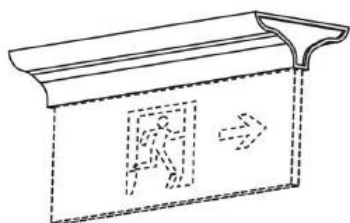


図 8-1



図 8-2

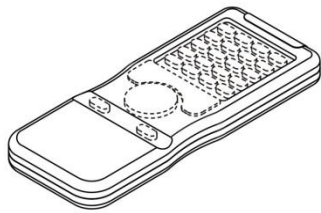


図 8-3



図 8-4

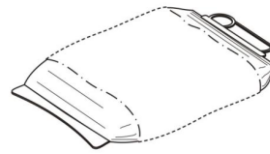


図 8-5

2. 明細書及び図面

2.1 明細書

意匠の出願に係る明細書について、その内容には、意匠の名称、物品の用途、及び意匠の説明が含まれなければならない。ここで、物品の用途又は意匠の説明が意匠の名称又は図面に明確に表現されている場合は、記載しなくてもよい。

2.1.1 意匠の名称

意匠の名称の指定する物品が専利出願に係る意匠の実質的内容と一致するよう、物品の部分パーツをもって部分意匠を出願する場合は、当該意匠の名称には何物品の何パーツであるかを明記しなければならない。例えば図 8-1 の例に示すように、「意匠を主張する部分」は、指示ライトの基台であり、意匠の名称には「指示ライトの基台」を記載しなければならない。何物品の何パーツであるかが明記されていないことによって、主張しようとする標的が不明確となっている場合は、明細書が「実施可能要件」に違反することを理由に出願人に対して期限までに補正するよう通知しなければならない。当該部分意匠が物品の部分的特徴について意匠を主張するが物品の何パーツであるかを明瞭に示しにくい場合は、意匠の名称を応用する「物品」又は「物品の部分」として記載することができる。例えば図 8-2 の例に示すように、意匠の名称を「運動靴」又は「運動靴の部分」として記載することができ、また図 8-3 の例に示すように、意匠の名称を「リモコン」又は「リモコンの部分」と記載することができる。

又、審査官は、意匠の名称の指定する物品に基づき、図面の内容及び物品の用

途の記載を対照させて、「国際工業意匠分類表」に基づき指定しなければならない。例えば意匠の名称が「自動車のヘッドライト」である場合は、当該類別番号は 26-06H0135 であり、12-08A0224（自動車）又は 26-05L0033（灯具）として指定することを回避しなければならない。しかしながら、「国際工業意匠分類表」に特定の類別が明確に定められていない場合は、その類別は当該物品と同一でなくてはならない。例えば、意匠の名称が「万年筆のグリップ」である場合、「国際工業意匠分類表」にはそのグリップの類別が明確に定められていないため、当該類別番号を 19-06B0075（万年筆）と指定しなければならない。

2.1.2 物品の用途

部分意匠の物品の用途は、主に「意匠を主張する部分」について使用方法又は機能の記述を行うことで、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者がそれに基づいて当該意匠が応用される物品を理解することができるようにするものである。従って、物品の部分パーツをもって出願する場合、当該物品の用途には当該パーツの用途、使用方法又は機能について説明しなければならない。例えば、「この意匠が応用される物品は指示ライトの基台であり、当該基台の底部は、指示パネルが接続されるためのものであり、頂部は、天井にロックされ又は壁面に掛けられる」と記載する。一方、物品の部分的特徴をもって出願する場合、当該特徴部分が使用方法又は機能を有しなければ、物品の用途にはその従属する物品の用途、使用方法又は機能を記載しなければならない。

2.1.3 意匠の説明

部分意匠の意匠の説明は、主に「意匠を主張する部分」の外観特徴について説明することで、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者がそれに基づいて当該意匠の外観を理解することができるようにするものである。

部分意匠の図面に開示された内容に「意匠を主張しない部分」が含まれている場合、意匠の説明には、当該「意匠を主張しない部分」の表示方法について明確且つ十分な説明を行わなければならない。例えば、「図面に開示された破線部分は、本願において意匠を主張しない部分である」（2.2.2 節の図 8-10 を参照）、
「図面に開示されたグレースケール色付けは、本願において意匠を主張しない

部分である」(2.2.2 節の図 8-11 を参照)、「図面に開示された半透明色付けは、本願において意匠を主張しない部分」(2.2.2 節の図 8-12、図 8-13 参照)、「図面に開示された破線は、応用される運動靴物品を示し、本願において意匠を主張しない部分である。図面における一点鎖線によって囲んだ部分は、本願において主張しようとする範囲を区切ったもので、当該一点鎖線自体は、本願において意匠を主張しない部分である」(2.2.2 節の図 8-14 を参照)。また、図面に開示されていない内容は、「意匠を主張しない部分」とみなし、原則的に当該開示されていない事情を特別明記する必要はない。

2.2 図面

部分意匠の出願に係る図面は十分な図を備えなければならない。図面における各図は、専利出願に係る意匠が明確かつ十分に開示され、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者が当該部分意匠の内容を理解するとともにそれに基づいて実現することができるように、明確な開示方法を満たさなければならない。

2.2.1 図面に備えるべき図

部分意匠をもって専利を出願する場合、図面において表現される図は「意匠を主張する部分」のすべての内容を十分に開示できるものでなければならない。部分意匠が立体である場合、「意匠を主張する部分」の立体意匠を明確に開示するよう、別途立体図を含まなければならない。「開示されていない図は、原則的に「意匠を主張しない部分」とみなさなければならない。例えば、図 8-6 の「掛け時計」は、専利出願に係る意匠が立体形式であるため、「意匠を主張する部分」のすべての内容が十分に表現されるように、図面には立体図及びその他の図を含まなければならないが、開示されていない背面図は「意匠を主張しない部分」とみなさなければならない。また、図 8-7 の「キッチンの部分」の場合、図面に「意匠を主張する部分」のすべての内容が十分に表現されるように、図面には立体図及びその他の図を含まなければならない。開示されていない図は「意匠を主張していない部分」とみなさなければならない。平面形式である場合、意匠の出願に係る図面は正面、背面の 2 つの図、若しくは平面図のみで表現すればよい。例えば図 8-8 の「ハンカチの部分」の場合、その正面図又は平面図のみで表現すること

ができ、開示されていない背面は「意匠を主張していない部分」とみなさなければならぬ。

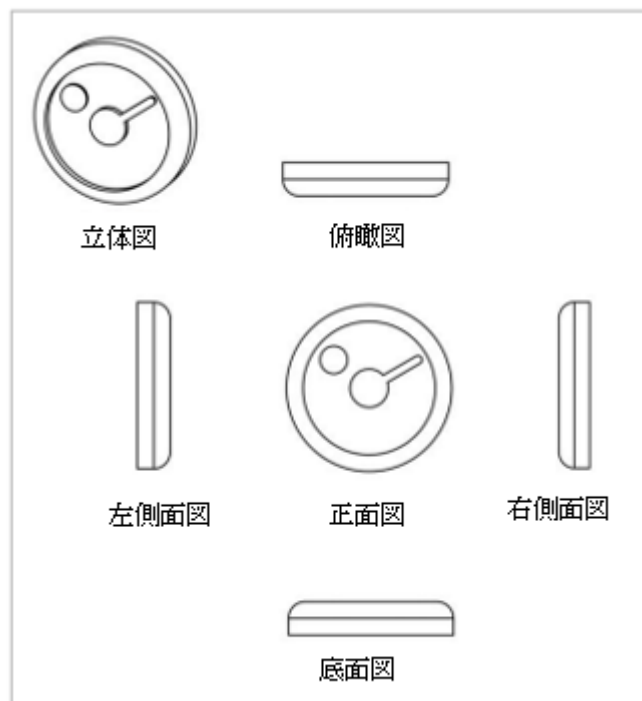


図 8-6 「掛け時計」

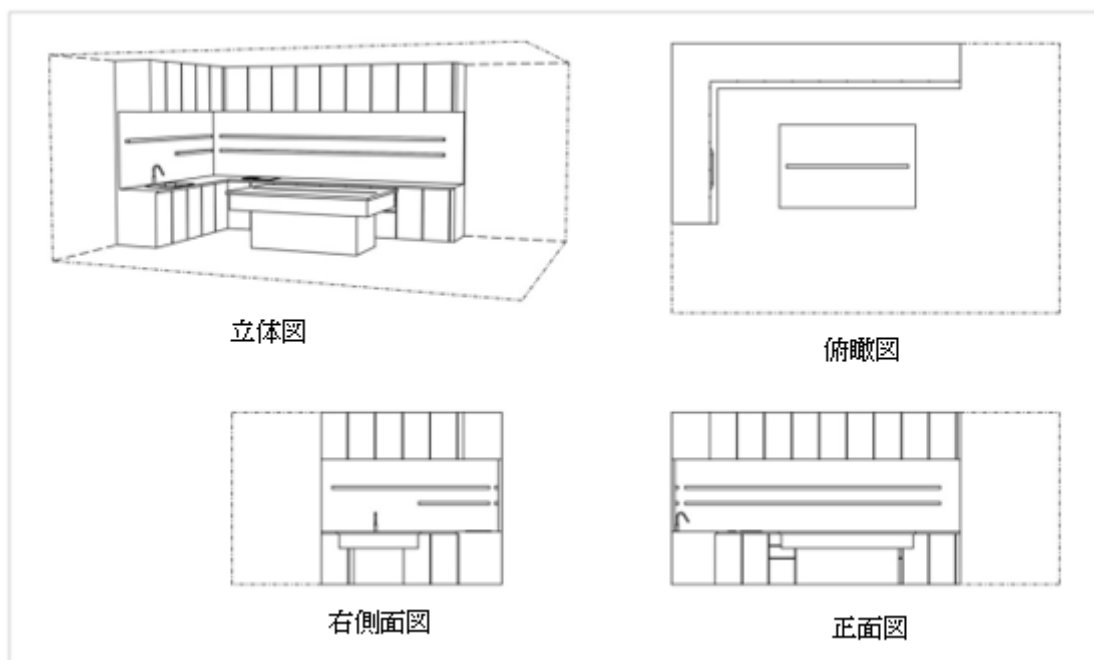
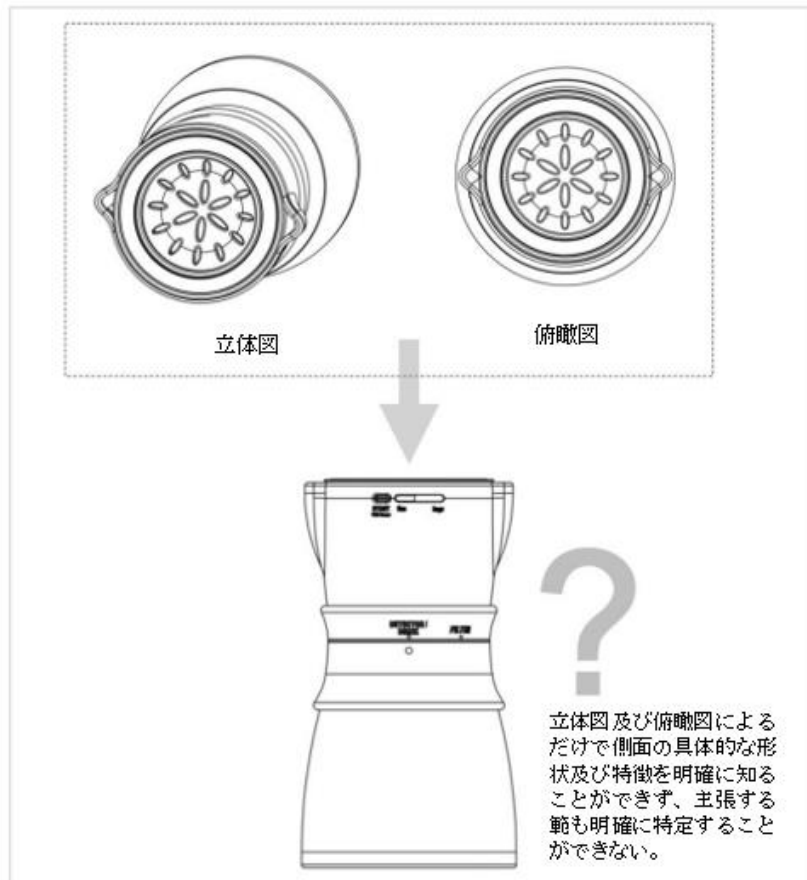


図 8-7 「キッチンの部分」



図 8-8 「ハンカチの部分」

しかしながら、図面に含まれる図が「意匠を主張する部分」の外観を十分に開示するに足りない、又はその主張する範囲を明確に特定することができない場合、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者がそれらの制限のある図面のみで専利出願に係る意匠の具体的内容を理解できない場合、この時は「実施可能」要件に符合しないと判断する。図 8-9 の「水濾過機」を例にあげると、図面で開示されている立体図及び俯瞰図から知ることができるその「意匠を主張する部分」には当該水濾過機の上面及び側面部分を含むが、当該立体図及び俯瞰図のみからは当該側面の具体的形状及び特徴を明確に知ることができず、その省略された正面図、背面図、左側面図、右側面図が「意匠を主張する部分」又は「意匠を主張しない部分」のどちらに属するのかを明確に特定することができない。この時、開示されていない全てのものを直接「意匠を主張しない部分」とみなすことはできず、よって「実施可能」要件に符合しないと判断しなければならない。また、図面を補足して不明確な内容を明確なものに変更したい場合は、補正後に新事項を導入して出願時の明細書又は図面に開示された範囲を超えてはならないことに注意しなければならない。



2.2.2 図面の開示方法

部分意匠をもって専利を出願する場合は、その図面における「意匠を主張する部分」及び「意匠を主張しない部分」は、例えば実線・破線、半透明色付け、グレースケール色付け、マル付け又はその他の方法で、明確に区別可能な表示方法で表現しなければならない。墨線図で部分意匠を表現する場合、「意匠を主張する部分」は、専利出願に係る意匠の外観を実線で具体的かつ写実的に描画すべきであり、「意匠を主張しない部分」は、破線等の断線方法又はグレースケール色付け方法で表現すべきである（例えば図 8-10 及び図 8-11）。コンピュータグラフィックス又は写真をもって部分意匠を表現する場合、「意匠を主張しない部分」は、「意匠を主張する部分」と明確に区別することができるように、半透明色付け等の方法で表現すべきである（図 8-12 及び図 8-13）。

部分意匠の出願に係る図面において、実線、破線又はその他の方法により「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」とは区別されてはいるが、「意

匠を主張する部分」の範囲が依然として具体的に明確に表現されていない場合、出願人は、その境界範囲（図 8-14 に示す）を明確に区別するよう、その他の断線方法（例えば一点鎖線）により境界線（boundary）を描画することができる。当該境界線は、虚偽の仮想線で、「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」を区別するためだけのもので、当該境界線自体も「意匠を主張しない部分」に属する。2 つ以上の表示方法で「意匠を主張しない部分」を表示する場合は、意匠の説明にその両者の表示する意味を具体的に明記すべきであり、例えば「図面に開示された破線は、応用される運動靴を示し、本願において意匠を主張しない部分である。図面に開示された一点鎖線で囲んだ部分は、本願において主張しようとする範囲であり、当該一点鎖線自体は、本願において意匠を主張しない部分である」と記載する。

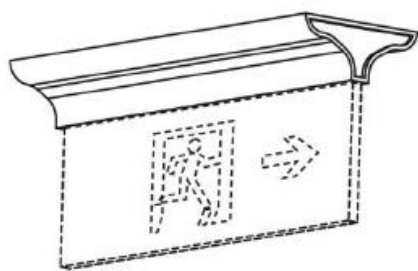


図 8-10



図 8-11



図 8-12



図 8-13



図 8-14 応用される運動靴を破線并表示し、意匠を主張する境界範囲を一点鎖線を表示する。

また、図面における「意匠を主張しない部分」自体の内容は、専利出願に係る意匠の外観の限定に用いてはならない。従って、その環境と専利出願に係る意匠が応用される物品が明確かつ十分に解釈されている場合、当該「意匠を主張しない部分」について、応用される物品の全部外観を開示する必要はない。例えば図 8-15 に示す「ゴルフクラブのクラブヘッド」又は図 8-16 に示す「自動車のヘッドライト」の部分意匠の場合、その開示された「意匠を主張しない部分」には応用されるゴルフクラブ物品（クラブヘッドのみ開示されクラブシャフトが完全には開示されていない）又は自動車物品（自動車の前半部のみ開示）は完全には開示されていないが、専利出願に係る意匠が明確かつ十分に表示されているため、当該物品の全部外観を開示する必要はない。

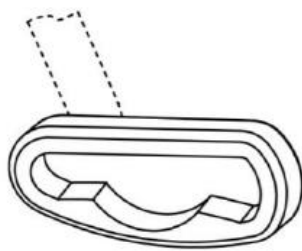


図 8-15

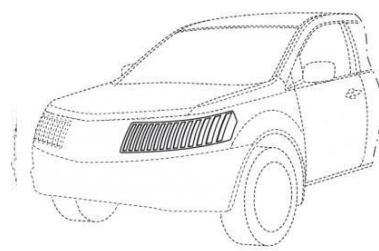


図 8-16

2.3 専利出願に係る意匠の解釈

意匠権範囲は、図面に準じるとともに明細書を斟酌しなければならない。従って、意匠の図面は、専利出願に係る意匠を限定する主要な基礎であり、部分意匠

の専利出願に係る意匠を認定する場合は、主に図面に開示された「意匠を主張する部分」の内容に準じ、明細書に記載された物品及び外観に関する説明も斟酌することができる。

又、図面における「意匠を主張しない部分」は、専利出願に係る意匠の外観の限定に用いてはならないが、意匠が応用される物品、主張を排除しようとする部分、又はその環境の解釈又は表示に用いることができる。その他の断線方法により描画された境界線も、「意匠を主張しない部分」に属する。従って、専利出願に係る意匠を解釈する場合は、図面における「意匠を主張しない部分」も斟酌でき、それに基づいて意匠が応用される物品を解釈し（2.2.2の図8-11を参照）、又は「意匠を主張する部分」との位置、寸法、分布関係を解釈し（2.2.2の図8-14を参照）、若しくはその環境を解釈する（2.2.2の図8-16を参照）。以下、図面及び明細書における各項内容について詳しく説明する。

（1）図面に開示された「意匠を主張する部分」：専利出願に係る意匠の外観は、「意匠を主張する部分」をもって限定するため、審査時には各図に開示された「意匠を主張する部分」の全部内容をもって専利出願に係る意匠の全体外観を構成しなければならない。

（2）図面に開示された「意匠を主張しない部分」：図面における「意匠を主張しない部分」自体の内容は、専利出願に係る意匠の外観の限定に用いてはならないが、「意匠を主張する部分」との間の位置、寸法、分布関係の解釈、又はその環境の解釈に用いることができ、専利出願に係る意匠が応用される物品の解釈にも用いることができる。

（3）明細書の意匠の名称：意匠の名称は、意匠が適用される物品に用いられるため、意匠の名称も、意匠の物品を認定する主要な依拠の1つである。

（4）明細書の物品の用途：物品の用途が記載されている場合、意匠が応用される物品を認定する時にもそれを斟酌することができる。

（5）明細書の意匠の説明：部分意匠をもって専利を出願する場合、意匠の説明には、「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」とを明確に区別するために、図面における「意匠を主張しない部分」の開示方法について明確且つ

十分に説明を行わなければならない。従って、専利出願に係る意匠を解釈する場合にも斟酌することができる。また、意匠の説明に外観に関するその他の説明がある場合にも、それを斟酌することができる。

簡単に言えば、専利出願に係る意匠を解釈する場合、部分意匠の外観の限定においては、図面における「意匠を主張する部分」の全部内容を基礎とするとともに意匠の説明における記載を斟酌することができる。又、図面における「意匠を主張しない部分」は、「意匠を主張する部分」との間の位置、寸法、分布関係の解釈、又はその環境の解釈に用いてもよい。部分意匠が応用される物品の限定は、図面に開示された内容（「意匠を主張しない部分」を含む）に基づいて、意匠の名称に記載された物品を対照させ、物品の用途が記載されている場合は、それも斟酌することができる。上述のようにして、専利出願に係る意匠の全体範囲が構成される。ここで注意すべき点は、図面において参考図として表示されている場合、専利出願に係る意匠の範囲としてはならないが、応用する物品又は使用環境の説明に用いることができることである。

3. 専利要件

3.1 産業上の利用性

専利法には、専利出願に係る意匠は産業上利用可能なものでなければならないと規定されている。部分意匠をもって専利を出願する場合、「意匠を主張する部分」が当該物品分野において産業上製造又は使用可能であるときは、当該部分意匠が産業上の利用性を有すると認定すべきである。

3.2 新規性

部分意匠の新規性を審査する場合、審査官は、普通の消費者が商品を選別購入する観点をシミュレートし、明細書及び図面に開示された専利出願に係る意匠を対象として、専利出願に係る意匠に開示された外観が引用文献における単一の先行意匠の対応する部分と同一又は類似であり、かつ当該意匠が応用される物品が同一又は類似である場合は、同一又は類似の意匠であり、新規性を具えないと認定しなければならない。

新規性を審査する場合、対比とする先行意匠は、引用文献に開示された内容に準じる。例えば公開又は公告された専利図面に開示された「意匠を主張しない部分」、又は参考図に開示された意匠は、その開示程度が、当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者がその内容を理解するとともにそれに基づいて実現することができるに足るものであれば、いずれも引用文献の一部に属する。

3.2.1 物品の同一又は類似の判断

部分意匠が応用される物品を認定する場合は、図面に開示された内容に基づき、意匠の名称に記載された物品を判断の基礎とすべきであり、並びに物品の用途、機能の説明を斟酌し、それに基づいて専利出願に係る意匠が先行意匠と同一又は類似の物品であるか否かを判断する。

専利出願に係る意匠が物品の部分パーツである場合、物品の同一、類似の判断は、当該物品のパーツを対象とし、当該物品のパーツの用途、機能についてそれが同一又は類似の物品であるか否かを判断する。例えば、「自動車の灯具」の部分意匠について、当該意匠が応用される物品は、「自動車」自体でもなければその他の分野の「灯具」でもなく、「自動車に応用される『灯具』」である。

3.2.2 外観の同一又は類似の判断

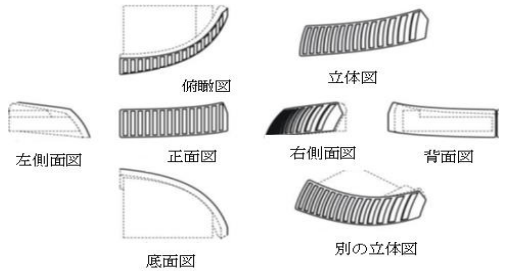
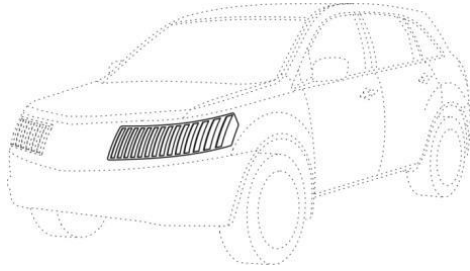
部分意匠の外観が先行意匠と同一又は類似であるか否かを判断する場合は、図面における「意匠を主張する部分」の全体外観を対象とし、それと先行意匠の対応する部分とについて対比を行わなければならない。「意匠を主張しない部分」の外観は、専利出願に係る意匠の範囲ではないが、「意匠を主張する部分」との間の位置、寸法、分布関係の解釈に用いることができ、外観の同一又は類似を判断する場合に依然としてそれを斟酌すべきである。

即ち、部分意匠における「意匠を主張する部分」が先行意匠の対応する部分と同一であり、且つ「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係が先行意匠とほぼ同一である場合は、外観が同一であると認定すべきである。「意匠を主張する部分」が先行意匠の対応する部分と同一又は類似である場合、「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」との間

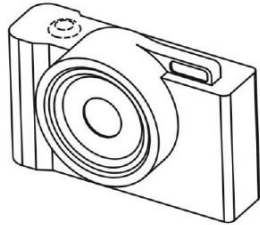
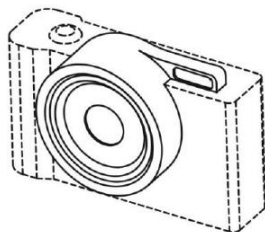
の位置、寸法、分布関係は先行意匠とは少々異なっているが、それらの関係が依然として当該類の物品分野においてよく見られるものであるときは、原則として外観が類似であると認定すべきである。逆に、「意匠を主張する部分」の全体外観が先行意匠の対応する部分と同一でもなく類似でもなく、又はたとえ「意匠を主張する部分」の全体外観が先行意匠の対応する部分と同一又は類似であったとしても、その「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係が当該類別の物品分野においてよく見られるものではない場合は、外観が同一でもなければ類似でもないとして認定すべきである。

3.2.3 事例

例 1：意匠が応用される物品の判断

先行意匠 自動車ヘッドライト	意匠出願案件 自動車のヘッドライト
 <p>左側面図 正面図 右側面図 背面図</p> <p>俯視図 立体図</p> <p>底面図 別の立体図</p>	
<p>[説明]</p> <p>右図は「自動車のヘッドライト」の部分意匠をもって専利を出願したが、当該意匠が応用される物品は、「自動車前方に应用される「灯具」であり、左図の先行意匠の「自動車ヘッドライト」と同一の物品であり、且つその両者の外観が類似し、その両者が類似の意匠に属するため、当該意匠は新規性を具えない。</p>	

例 2: 「意匠を主張する部分」が先行意匠の対応する部分と同一である

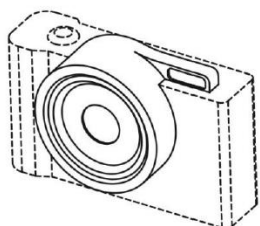
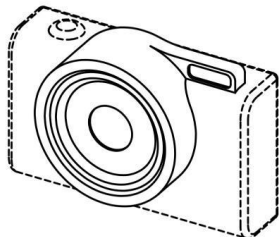
先行意匠 「カメラ」	意匠出願案件 「カメラのレンズ」
	

【説明】

右図は「カメラのレンズ」をもって部分意匠を出願したが、その「意匠を主張する部分」が左図の先行意匠の対応する部分と同一物品の同一外観であり、その両者が同一の意匠に属するため、当該意匠は新規性を具えない。

上記の 2 つの図例について、逆に左図の「カメラ」をもって全体意匠を出願した場合、右図の先行意匠は「カメラのレンズ」の部分意匠であるが、当該カメラの全体意匠と先行意匠で開示された内容（「意匠を主張する部分」および「意匠を主張しない部分」で構成された全体を含む）と同一意匠であるため、当該意匠は新規性を具えない。

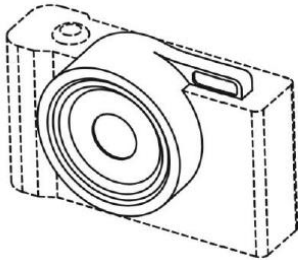
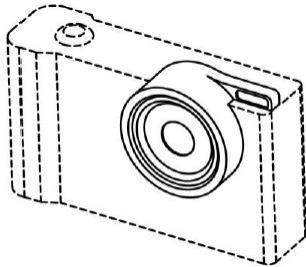
例 3: 「意匠を主張しない部分」自体の内容は専利出願に係る意匠の外観の限定に用いてはならない。

先行意匠 「カメラのレンズ」	意匠出願案件 「カメラのレンズ」
	

【説明】

右図は「カメラのレンズ」の部分意匠をもって専利を出願したが、当該「意匠を主張する部分」が左図の先行意匠の対応する外観と同一であり、「意匠を主張しない部分」の外観が異なっているが、その両者の「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係がほぼ類似であることから、同一物品、類似外観と認定すべきであり、その両者が類似の意匠に属するため、当該意匠は新規性を具えない。上記の 2 つの図例は、逆もまた新規性を具えない。

例 4: 「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係が少々異なっている

先行意匠 「カメラのレンズ」	意匠出願案件 「カメラのレンズ」
	
<p>[説明]</p> <p>右図は「カメラのレンズ」の部分意匠をもって専利を出願したが、「意匠を主張する部分」が左図の先行意匠の対応する外観と同一であり、その両者の「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係が少々異なっているが、当該関係が依然として当該類別の物品分野においてよく見られるものであることから、外観が類似すると認定すべきであり、両者が類似の意匠に属するため、当該意匠は新規性を具えない。上記の2つの図例は、逆もまた新規性を具えない。</p>	

3.3 創作性

3.3.1 創作性の判断基準

部分意匠の創作性を審査する場合は、主に「意匠を主張する部分」の全体を対象とし、それが容易に想到しうるか否かを判断する。それが当該意匠の所属する分野において通常知識を有する者が先行意匠を基礎とし出願時の通常知識を参酌して当該先行意匠を模倣、転用、置換、組み合わせ等の簡単なデザイン手法により当該部分意匠を完成させることができ、特異な視覚効果が生じなければ、容易に想到しうるものであり、創作性を具えないと認定しなければならない。

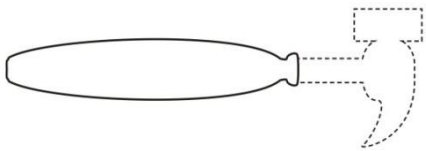
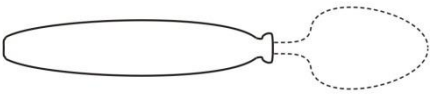
「意匠を主張しない部分」は、意匠が応用される物品又はそれと「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係の表現に用いられ、「意匠を主張しない部分」の創作性を考慮する必要はない。しかしながら、「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係が、当該物品に

においてよく見られるものではない場合、依然として当該位置、寸法、分布関係の差異が、その他の先行意匠及び出願時の通常知識を参酌してなされる簡単な手法であるか否かを判断することにより、当該部分意匠が容易に想到しうるか否かを判断しなければならない。


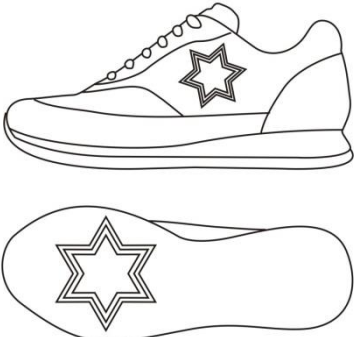
例えば、意匠を出願する専利は、「スプーンの柄」形状であり、その先行意匠との差異は、同一でもなければ類似でもない物品分野における「金槌の柄」形状について直接転用したものであるに過ぎない場合、創作性の判断範疇に属する。また、専利を出願する意匠が、「運動靴の靴底部分」の模様の部分意匠であり、従来の靴表面模様を当該出願案件の靴底に応用したものであり、当該靴底模様の意匠は当該類別の物品においてよく見られる位置ではないが、その他の引例の先行意匠を参酌することで、運動靴表面模様を靴底の意匠に応用することが従来の応用手法であると知ることができれば、依然として容易に想到しうる意匠に属する。

3.3.2 事例

例 1：直接転用

先行意匠 「金槌の柄」	意匠出願 「スプーンの柄」
	
<p style="text-align: center;">【説明】</p> <p>右図は「スプーンの柄」の部分意匠をもって専利を出願したが、それはその他物品分野の外観つまり左図の「金槌の柄」を直接転用したものにすぎないことから、容易に想到しうると認定しなければならず、創作性を具えない。</p>	

例 2 : 「意匠を主張する部分」の位置を変更したが、当該物品ではよく見られるものではない場合

先行意匠 1 「運動靴の部分」	意匠出願案件 「靴底の部分」
	
<p>先行意匠 2 「運動靴」</p>	
	<p>[説明]</p> <p>右図は「靴底の部分」の部分意匠をもって専利出願したが、それは従来の靴の表面模様（左図の先行意匠 1 を参照）を当該出願の靴底に応用したものであり、その靴底の模様の意匠は当該類別の物品においてよく見られる位置ではないが、その他の引用文献の先行意匠（左図の先行意匠 2 を参照）から従来の運動靴の表面の模様を靴底デザインに応用する応用手法は周知であると知ることができることから、容易に想到しうると認定しなければならず、創作性を具えない。</p>

3.4 先願主義

3.4.1 先願主義の判断基準

先願主義は、2 つ以上の同一又は類似の意匠出願案件を有する場合、最先の出願についてのみ専利を与えることができることをいう。同一人又は異なる人が同日に出願した場合は、出願人に対して期限までに択一するよう又は協議する

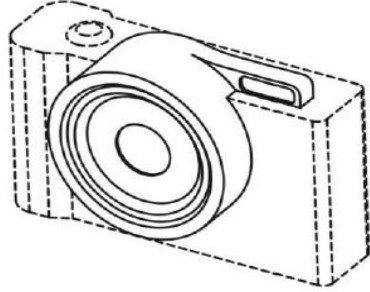
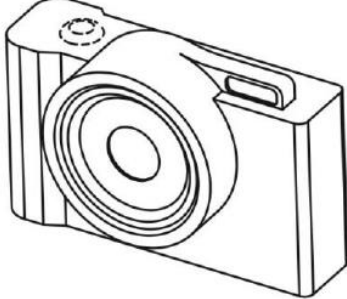
よう通知しなければならない。先願主義を審査する場合、その両者の専利出願に係る意匠を対比の範囲とすることにより、その両者が専利の重複であるか否かを判断する。即ち、当該 2 つの出願案件が部分意匠である場合、その対比範囲は、図面における「意匠を主張する部分」に準じるべきである。「意匠を主張しない部分」自体の内容は、外観対比の範囲としてはならないが、「意匠を主張する部分」との間の位置、寸法、分布関係の解釈に用いることができ、専利出願に係る意匠が応用される物品の認定にも用いることができる。従って、当該 2 つ以上の専利出願案件における「意匠を主張する部分」が同一であり、それと「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係がほぼ同一である場合は、同一又は類似であると認定すべきである。「意匠を主張する部分」が先行意匠の対応する部分と同一又は類似である場合、「意匠を主張する部分」と「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係は異なっているが、それらの関係が依然として当該類別の物品分野においてよく見られるものであるときは、原則として類似であると認定すべきである。

また、当該 2 つの出願案件について、一方が全体意匠であり、他方が前者の一部に開示された部分意匠である場合、その対比範囲は、全体意匠に開示された全体及び部分意匠の「意匠を主張する部分」について対比を行わなければならない。両者の専利出願に係る意匠の内容が異なっているため、原則として同一でもなければ類似でもないとして認定すべきであり、いずれも専利を与えることができる。

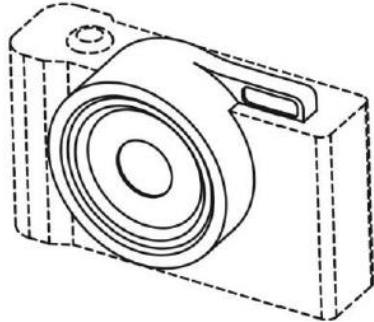

ここで注意すべき点は、異なる者が異なる日に 2 つ以上の出願案件を有し同一又は類似の意匠である場合、「新規性喪失の例外」の規定を適用することができる。先願案件が公告されて後に初めて後願案件の審査を行わなければならないことである。新規性喪失の例外の引用文献を審査する場合は、先願案件の専利出願に係る意匠のみに限定されることなく、先願案件の明細書又は図面に開示された内容を対比範囲とすることができる。

3.4.2 事例

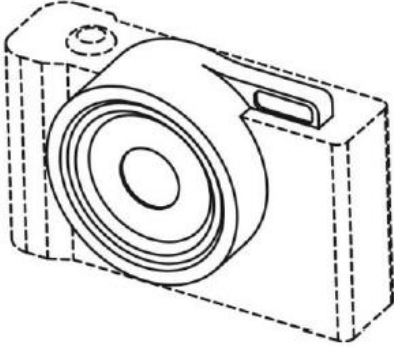
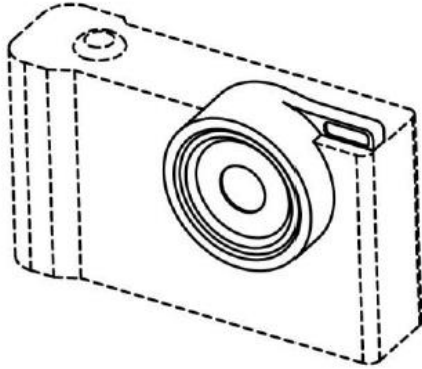
例 1 :

先願案件 「カメラのレンズ」	後願案件 「カメラ」
	
<p>[説明] 同一人が「カメラのレンズ」の部分意匠及び「カメラ」の全体意匠を前後して意匠出願した場合、先願案件の「意匠を主張する部分」即ちカメラのレンズ部分が後願案件のカメラの全体と対比し、その両者の専利出願に係る意匠は同一でもなければ類似でもなく、後願案件は先願主義の規定に符合する。上記の 2 つの図例については、逆もまた同様である。</p>	

例 2 :

先願案件 「カメラのレンズ」	後願案件 「カメラのレンズ」
	
<p>[説明] 同一人によって出願された先願、後願案件がいずれもカメラのレンズで同一の物品であり、「意匠を主張する部分」の外観が同一であり且つそれと「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係がほぼ類似である場合、外観が類似で両者は類似の意匠であると認定すべきであり、後願は先願主義の規定に符合しない。</p>	

例 3 :

先願案件 「カメラのレンズ」	後願案件 「カメラのレンズ」
	
<p>【説明】 先願、後願案件の「意匠を主張する部分」は、ともにカメラのレンズ部分で同一であり、それと「意匠を主張しない部分」との間の位置、寸法、分布関係は異なっているが、それらの関係が依然として当該類別の物品分野においてよく見られるものである場合、原則として類似であると認定すべきであり、後願は先願主義の規定に符合しない。但し、同一人によって提出された出願である場合は、後願案件を先願案件の関連意匠とすることができる。</p>	

4. 一意匠一出願

部分意匠をもって専利を出願する場合も、一意匠一出願の規定を満たさなければならぬ。即ち、部分意匠は、通常、単一の外観が単一の物品に応用されるものではない。しかしながら、1つの物品に2つ以上の分離した「意匠を主張する部分」が含まれている場合は、それが単一の意匠の創作対象について異なる意匠部分を主張するため、依然として全ての部分からなる全体を一意匠と見なすことができ、1つの出願案件をもって意匠を出願することができる。例えば、意匠を出願する専利が「デスクランプの部分」(図8-17に示す)である場合、破線によって従来の支持ロッド体が表示されているため、意匠を主張するデスクランプカバーと基台部分とが2つの分離した部分に区分される。専利を出願する意匠が「包装袋の部分」(図8-18に示す)の場合は、主張する意匠

が包装袋両側の特徴であり 2 つの分離した部分であるため、依然として全ての部分からなる全体を一意匠と見なすことができ、1 つの出願案件をもって意匠を出願することができる。ここで注意すべき点は、権利の行使上、全ての部分からなる全体を一意匠として権利を行使することができ、その 1 つ又は複数の部分について個別に単独で権利を行使してはならないことである。

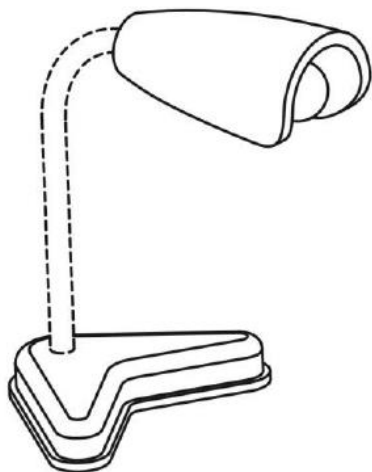


図 8-17

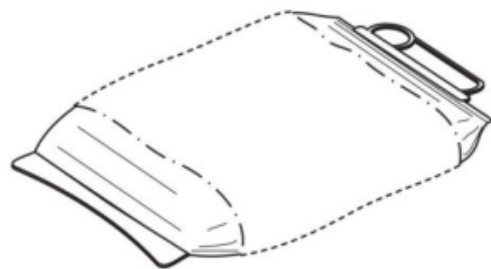


図 8-18